

4月の定例代議員会で、羽田会長が再選された。

患者負担の増額を盛り込んだ老人保健法改正案は2月に国会に提出された。日本医師会は、患者負担の増額が老人患者の受診抑制につながるとして、1月に全国医師大会を開くなどして反対運動を展開した。老人保健法改正案は、通常国会で継続審議となり、続く臨時国会で廃案となったが、衆参同日選挙で自民党が圧勝した後の、秋の臨時国会で成立した。患者負担の引き上げ幅は圧縮され、日本医師会としては、一部不満は残るとしても大幅な修正を獲得できたと評価した。

また、診療報酬は昭和60年に引き続いて、4月から平均2.3%引き上げられた。

● 老人保健法改悪反対全国医師大会

日本医師会は、政府・自民党が老人保健法改悪の姿勢を崩さないため1月23日、東京・平河町の砂防会館ホールに「老人保健法改悪（一部負担増額）反対全国医師大会」を開催した。大会には都道府県医師会や病院団体から

900人の医師が参加、衆参両院の国会議員221人も出席し、「老人に重圧を与え、受診機会の抑制を招く老人医療自己負担増額法案に強く反対する」との宣言と同じ趣旨の決議を採択して、自民党国会議員に送付した。

● 老人保健法改正案の国会提出

昭和60年暮れの中曽根内閣の改造で就任した今井 勇厚相は1月20日、老人保健法改正案の要綱を社会保障制度審議会と老人保健審議会に諮問した。要綱で、それまで「中間施設」と呼ばれていたものは、「老人保健施設」という名称になった。

老健審は2月6日、加入者按分率と患者負担について、いずれも大筋で了承するとしながら、反対意見も併記する答申を厚相に提出した。制度審は10日、「患者負担の引き上げは受診抑制にならないよう、急激な上昇を避けることが望ましい」、「拠出金の算定方法の変更は、財政的に負担能力の不十分な保険者



羽田会長の挨拶
(老人保健法改悪反対全国医師大会)

への配慮を忘れてはならない」とする答申を厚相に渡した。政府は厚生省原案どおりの老健法改正案を2月14日、国会に提出した。

● 診療報酬 2.3 % 引き上げ

中央社会保険医療協議会(中医協)は1月の再開以降、診療報酬の合理化について協議を重ねたうえ、2月25日に今井厚相から、診療報酬を4月1日から平均2.3%引き上げた、との諮問を受けた。中医協は2月28日、諮問案どおり了承するとの答申を出した。

診療報酬は4月1日から引き上げられた。同時に、薬価基準が5.1%、医療費ベースにして1.5%引き下げられた。したがって実質的な引き上げ幅は0.8%であった。

● 第73回定例代議員会

第73回定例代議員会は4月1,2日に、日本医師会館で開かれた。第1日の役員選挙では、羽田会長が安井志郎静岡県医師会長の挑戦を退けて再選を果たしたが、得票は羽田会長の138票に対して安井静岡県医師会長が100票を獲得する健闘であった。第2日は会務報告と質疑のあと、事業計画と予算を可決した。

□ 役員選挙結果

議 長

当選 福島 茂夫(埼玉) 122票

次点 中村道太郎(愛知) 116票

副議長(無投票)

当選 榊田 桂(神奈川)

会 長

当選 羽田 春兔(東京) 138票

次点 安井 志郎(静岡) 100票

副会長(定員2名)

当選 中瀬 郁雄(徳島) 163票

三島 濟一(東京) 151票
次点 小池 昇(東京) 97票
石橋 大和(福岡) 58票

理 事(無投票)(定員10名)

当選 久米川久夫(香川)
平田 晴夫(山口)
藤井 義顕(滋賀)
白男川史朗(熊本)
吉田 信(北海道)
刑部源太郎(山梨)
沖津 貞夫(宮城)
小川 清(茨城)
河合 達雄(岐阜)
井上 忠宏(大阪)

常任理事(定員8名)

当選 瀬尾 摂(兵庫) 194票
若狭勝太郎(東京) 186票
森田浩一郎(東京) 183票
丸山 正義(埼玉) 172票
吉田 清彦(神奈川) 170票
松石 久義(千葉) 163票
矢野 亨(群馬) 145票
村瀬 敏郎(東京) 136票
次点 菅野 寿(埼玉) 98票
井上 敬勝(東京) 93票
田島 達郎(岩手) 84票
宮川 糧平(新潟) 71票
長堀 篤二(東京) 42票

監 事(無投票)(定員3名)

当選 片田 正武(東京)
吉原 正智(佐賀)
永田 良作(石川)

●老健法改正案，継続審議に

国会での老健法改正案の審議は野党側の抵抗で進まず，5月22日の会期切れで継続審議となった。6月2日に召集された臨時国会は，中曽根首相が衆参同日選挙の実施をねらった，いわゆる「死んだふり解散」で即日解散となり，老健法改正案は廃案となった。

7月6日投票の同日選挙で，自民党は衆院で304議席を獲得して圧勝した。7月22日に第3次中曽根内閣が発足し，斎藤十朗厚相が就任した。

●第74回臨時代議員会

第74回臨時代議員会は10月7日に，日本医師会館で開かれた。羽田会長は，9月に国会に再提出された老人保健法改正案について，「一部負担の増額反対と，老人保健施設を医療法に位置づけるとの我々の主張を通すべく努力している」と挨拶した。会務報告と質疑のあと，昭和60年度決算を承認した。

●老健法改正が成立

老健法改正案は9月11日に召集された臨時国会に再提出された。この国会は，国鉄分割・民営化法案と老健法改正案の2つが大きな課題とされた。国鉄分割・民営化法案には公明，民社両党が同調したが，老健法改正案には野党が一致して反対した。11月に入って，衆院社会労働委員会の理事会を舞台に修正の話し合いが動き出し，自民党は11月13日，衆院社労委理事会で，

外来の患者負担を800円に圧縮する。

加入者按分率は昭和61年度80%，62年度から64年度は90%とし，65年度以降100%にする。



参議院比例代表区から初当選を果たし，ダルマに目を入れる宮崎秀樹氏(右)と羽田会長(左)(7月6日，衆参同日選挙)

という修正案を野党側に示した。

この修正案で，老健法改正案は21日の衆院本会議で修正，可決され，参院に送られた。自民党は，会期を12月20日まで3週間延長して，野党側と再修正の話し合いをし，入院時の患者負担を原案より100円圧縮して1日400円とする。ただし，低所得者は現行制度の患者負担のままとする。拠出金の算定方法については，改正後の老人医療費の動向を勘案して，昭和65年(平成2年，1990)度までに検討を行い，所要の措置を講じる。

との規定を付則に書き込む，ということで話し合いがついた。

老健法改正案は11月19日の参院本会議で修正，可決された。同日中に，衆院に回付されて本会議で可決され，成立した。改正法は昭和62年1月1日に公布され，患者負担引き上げなどの主要部分は同日から施行された。

日本医師会としては，一部不満は残るとしても，大幅な修正を獲得できたと評価した。